

町田市地域センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 6 月 3 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町田市地域センター条例の一部を改正する条例（平成２６年３月町田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成２６年７月１日」を「公布の日から起算して１年を超えない範囲内において町田市規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市地域センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 この条例は、<u>公布の日から起算して1年を超えない範囲内において町田市規則で定める日</u>から施行する。	附 則 この条例は、<u>平成26年7月1日</u>から施行する。